

郡山市立公民館社会教育補助員設置方針

(設置)

第1条 公民館が行う各種事業について、公民館と協同で事業を実施するために、社会教育補助員を設置する。

(配置)

第2条 各公民館（中央公民館を除く。）に2名以内を配置することができる。

(依頼)

第3条 社会教育補助員の依頼は、公民館長の推薦に基づき、教育長が行う。

- 2 社会教育補助員は国家公務員、地方公務員、議会議員は依頼対象から除外する。
- 3 依頼期間は2年以内とし、再依頼することができる。

(業務)

第4条 社会教育補助員は、公民館が行う各種事業の実施にあつて次の業務を行う。

- (1) 経験や学識を公民館が行う各種事業の実施に活かすこと。
- (2) 公民館が行う社会教育振興の補助的役割を担うこと。

(手当等)

第5条 社会教育補助員手当は年額20,000円を支給する。

- 2 年の途中において依頼又は依頼解消のときは、日割計算により支払うものとする。

附 則

この運営方針は、令和2年4月1日から施行する。